

議会議案第 1 号

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正
する規程の制定について

次のとおり、四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を定める。

令和 6 年 5 月 1 3 日 提出

提出者 四條畷市議会議員

土井 一慶

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則による規定整備の必要が生じたため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年議会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第５条第１項第３号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第２項第２号中「保有個人情報」を「保有個人情報（前項第３号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。